

# 平成28年度 行政不服審査法施行状況調査 (国における状況の概要)

平成30年12月26日  
総務省行政管理局

## 調査の目的、調査対象団体、調査項目等

### <調査の目的>

- 本調査は、旧行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「旧法」という。)及び改正後の行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「新法」という。)等に基づき、国及び地方公共団体に対して行われた不服申立ての件数、処理状況等の実態を把握するもの。
- 今回は、新法施行後初の全国調査。

### <調査対象団体>

- ・ 国の行政機関(本府省庁等25機関(地方支分部局等を含む。))
- ・ 全ての都道府県、市区町村、一部事務組合、広域連合⇒地方公共団体における施行状況は追って公表

### <調査項目>

#### 【調査対象の不服申立て】

- ・ 行政不服審査法(新法・旧法)に基づく不服申立て(審査請求、再調査の請求、再審査請求 等)
- ・ 個別の法律で独自に設けられている不服申立て(裁定の申請、審判の請求、異議の申出 等)

#### 【調査事項】

- ・ 不服申立て件数、分野別件数
- ・ 処理件数、処理内容(認容、一部認容、棄却、却下等の別)
- ・ 審理員・行政不服審査会の状況 など

### <調査対象期間>

平成28年4月1日から29年3月31日まで(平成29年3月31日現在で把握)